第三十一条第二項ただし書中「議決」を「決議」に改め、同条第三項中「合併」の下に「又は新設分割（第七十条の三第一項に規定する新設分割をいう。第五十一条第四項において同じ。）」を加え、「議決」を「決議」に改める。

第三十二条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十四条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第八項中「日から」を「日の」に改める。

第三十五条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条の二第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「次項」の下に「及び第四項」を加え、「同条第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項を次のように改める。

理事は、次に掲げる場合には、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一　理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二　組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

第三十五条の二に次の二項を加える。

民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

第二項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十五条の三第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条の四第一項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に、「第三十条の二第四項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条の五第一項、第三項及び第四項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項」を「第三百八十三条第一項から第三項まで」に、「第三十条の二第四項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合」に改め、「及び経営管理委員会」と」の下に「、同項ただし書中「監査役が二人以上ある場合において、第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは」とあるのは「同項に規定する経営管理委員設置組合にあっては」と、「同条第二項の取締役会」とあるのは「理事会」と」を加える。

第三十五条の六第二項中「第三十条の二第四項の組合」及び「同条第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「前項」を「、同項」に改め、同条第六項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十六条第二項中「定めるもの」の下に「（以下「計算書類」という。）」を加え、同条第六項中「（第三十七条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査及び同項の全国中央会の監査）」を削り、「もの」の下に「（第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合の計算書類及びその附属明細書にあつては、前項の規定により監事の監査を受け、及び同条第三項の規定により会計監査人の監査を受けたもの）」を加え、「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第七項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「監事の」を削り、「第三十七条の二第一項」を「第三十七条の二第三項」に、「特定組合」を「会計監査人設置組合」に、「同項の全国中央会の監査報告」を「会計監査報告」に改める。

第三十七条第二項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十七条の二及び第三十七条の三を次のように改める。

第三十七条の二　出資組合であつて、次に掲げるものは、会計監査人を置かなければならない。

一　第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（政令で定める規模に達しないものを除く。）

二　農業協同組合連合会（政令で定める規模に達しないものを除く。）

前項に規定する出資組合以外の出資組合は、定款で定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

会計監査人設置組合（前二項の規定により会計監査人を置く出資組合をいう。次項において同じ。）は、第三十六条第二項の規定により作成した計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、農林水産省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

会計監査人設置組合については、会社法第四百三十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第六項の承認を受けた同条第二項に規定する計算書類」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十四条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条の三　会計監査人については、第三十条の三並びに会社法第三百二十九条第一項、第三百三十七条、第三百三十八条第一項及び第二項、第三百三十九条、第三百四十条第一項から第三項まで、第三百四十四条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百九十六条第一項から第五項まで、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第三百九十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第二項」と、同項第二号中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）」と、同法第三百四十五条第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、総会に出席して」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者又は解任された者」と、「辞任後」とあるのは「辞任後又は解任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「理事（農業協同組合法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）」と、「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「同法第四十三条の五第一項第一号」と、同法第三百九十六条第一項中「次章」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第三項」と、「計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類」とあるのは「同項に規定する書類」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは「理事及び経営管理委員並びに参事」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子会社等」と、同条第五項第二号及び第三号中「会計監査人設置会社又はその子会社」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合の理事、経営管理委員、監事若しくは参事その他の使用人又は当該会計監査人設置組合の子会社等」と、同法第三百九十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事及び経営管理委員」と、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第三項」と、同法第三百九十九条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会計監査人の責任については、第三十五条の六の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、同項第二号ハ中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同条第七項及び第八項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、同条第九項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、同条第十項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとする。